

事務連絡
平成25年5月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0531第3号
平成25年5月31日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)について下記のとおり改正し、平成25年6月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 1 別表のⅡの058の(3)の⑫のイに次のように加える。
 - iv 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。
- 2 別表のⅡの058の(3)の⑭のイに次のように加える。
 - iii 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。

3 別表のⅡの078の(3)の⑱のウを次のように改める。

ウ 材質がチタニウム合金又はチタンであること。

4 別表のⅣの028の(1)の①を次のように改める。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「歯科用インプラントアバットメント」、「歯科用精密バーアタッチメント」、「歯科インプラント用上部構造材」又は「歯科用骨内インプラント材」であること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>058 人工膝関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用(Ⅲ)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 膝蓋骨の機能を代替する材料であること。</p> <p>イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i ビタミンEが添加されていること。</p> <p>ii <u>ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。</u></p> <p>iii <u>ポーラス状のタンタルによる表面加工がなされていること。</u></p> <p>iv <u>抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ インサート(Ⅱ)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 脛骨側材料・全置換用(再置換用を含む。)又は脛骨側材料・片側置換用と組み合わせて、関節摺動面に使用するものであること。</p>	<p>(別表)</p> <p>Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>058 人工膝関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用(Ⅲ)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 膝蓋骨の機能を代替する材料であること。</p> <p>イ 摩耗粉を軽減するため、又は骨との固定力を強化するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。</p> <p>i ビタミンEが添加されていること。</p> <p>ii <u>ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。</u></p> <p>iii <u>ポーラス状のタンタルによる表面加工がなされていること。</u></p> <p>⑬ (略)</p> <p>⑭ インサート(Ⅱ)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 脛骨側材料・全置換用(再置換用を含む。)又は脛骨側材料・片側置換用と組み合わせて、関節摺動面に使用するものであること。</p>

イ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

i ビタミンEが添加されていること。

ii ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。

iii 抗酸化剤を添加した原材料にガンマ線照射をおこなうことによる架橋処理が施されていること。

078 人工骨

(1) ～(2) (略)

(3) 機能区分の定義

①～⑱ (略)

⑲ 特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア 骨盤に生じた骨欠損部を補修又は補填することを目的とした人工骨インプラントであること。

イ 人工股関節置換術（再置換術を含む。）の際に使用する材料であること。

ウ 材質がチタニウム合金又はチタンであること。

IV 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

028 アタッチメント

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「歯科用インプラントアバットメント」、「歯

イ 摩耗粉を軽減するための以下のいずれかの加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

i ビタミンEが添加されていること。

ii ガンマ線又は電子線照射及び融点以下の熱処理を連続しておこなうことによる架橋処理が施されていること。

078 人工骨

(1) ～(2) (略)

(3) 機能区分の定義

①～⑱ (略)

⑲ 特殊型

次のいずれにも該当すること。

ア 骨盤に生じた骨欠損部を補修又は補填することを目的とした人工骨インプラントであること。

イ 人工股関節置換術（再置換術を含む。）の際に使用する材料であること。

ウ 材質がチタニウム合金であること。

IV 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

028 アタッチメント

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「歯科用インプラントアバットメント」、「歯

科用精密バーアタッチメント」、「歯科インプラント用上部構造材」
又は「歯科用骨内インプラント材」であること。

② (略)

(2)～(3) (略)

科用精密バーアタッチメント」又は「歯科インプラント用上部構造材」であること。

② (略)

(2)～(3) (略)